

第3回古平町議会定例会 第2号

令和6年9月13日（金曜日）

○議事日程

- 1 認定第 1号 令和5年度古平町各会計歳入歳出決算の認定について
(決算審査特別委員会委員長報告)
- 2 意見案第7号 企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書
- 3 一般質問
- 4 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(総務文教常任委員会)
- 5 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
(産業建設常任委員会)
- 6 委員会の閉会中の継続調査申出書
(広報編集常任委員会)
- 7 委員会の閉会中の継続調査申出書
(議会運営委員会)
- 8 委員会の閉会中の継続審査申出書
(古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員会)
- 9 議員の派遣について

○出席議員（10名）

議長 10番	堀 清 君	1番	工 藤 澄 男 君
2番	寶 福 勝 哉 君	3番	中 村 光 広 君
4番	高 野 俊 和 君	5番	真 貝 政 昭 君
6番	梅 野 史 朗 君	7番	堀 澤 理 恵 君
8番	山 口 明 生 君	9番	佐 藤 未 知 時 君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	成 田 昭 彦 君
副 町 長	奥 山 均 君
教 育 長	三 浦 史 洋 君
総 務 課 長	細 川 正 善 君
企 画 課 長	人 見 完 至 君

町民課長	五十嵐	満	美	君
保健福祉課長	和泉	康	子	君
産業課長	本間	克	昭	君
産業課観光室長	岩戸	真	二	君
建設水道課長	高野	龍	治	君
会計管理者	関口	央	昌	君
教育次長	小原	和	之	君
町立診療所事務長	細川	武	彦	君
幼児センター所長	三浦	卓	也	君
総務係長	松浦	亮	介	君
財政係長	湯浅		学	君

○出席事務局職員

事務局長	白岩		豊	君
議事係長兼総務係長	瀬野尾	裕	人	君

○議会事務局長（白岩 豊君） それでは、本日の会議に当たりまして、出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名全員が出席されております。

説明員は、町長以下16名の出席でございます。

以上です。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 認定第1号

○議長（堀 清君） 日程第1、認定第1号 令和5年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

お手元に配付しておりますとおり、決算審査特別委員会委員長より委員会審査報告書が出されております。

各会計歳入歳出決算は、審査の結果、認定すべきものと決定されております。

本件は、議員全員による決算審査特別委員会でありましたので、委員長報告とそれに対する質疑は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、委員長報告とそれに対する質疑は省略することに決定しました。

それでは、これより討論に入ります。

各会計一括での討論とします。

まず、本案に反対の討論を許します。反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、それでは次に、本案に賛成の討論を許します。

○5番（真貝政昭君） それでは、令和5年度決算に対する賛成討論いたします。

令和5年度予算の執行で、町長をはじめ職員の皆様大変ご苦労様でした。一般会計と特別会計一括での討論ですが、国政との関連で諸手を挙げての賛成ではありませんが、町民第一の視点で賛成する次第です。令和5年度決算で最も特筆すべきは、幼小中学校などへのエアコン設置です。つい最近までの北海道庁は、涼しい北海道にエアコンは不要のような感覚でした。そういう中であって、住民と直接接している市町村の対応は別物でしたが、評判の悪い間に合わせの対応をとったケースもありました。当町は、幼児児童生徒の熱中症対策で十分な対応を一気呵成に行いました。行政で議員が日頃注視すべきは、教育環境などの整備なので町側の適切な対応を評価しています。社会的

な弱者である高齢者に対しても同様な対応を求める次第です。

さて、消費税について一言触れます。数字についてはおおよそ述べますが、年間の消費税は25兆円で、20兆円が国の税収に5兆円が輸出企業の懐に入ります。国の税収70兆円のうち、消費税が3割を占める国は他にありません。大企業の法人減税を消費税が肩代わりしている構図です。大企業は減税と消費税で丸儲けです。第一、税金で町民の暮らしに役立つ仕事をしている古平町が、町民のために物を買うにも必要な工事を行うにも消費税を払わなければならないとは本末転倒も甚だしい。史上最悪の大衆課税、消費税は廃止すべきです。健康保険などの日常生活で町民生活は多くの困難を抱えています。国はそ知らぬふりで憲法違反の軍拡に拍車をかけています。町財政にも悪影響を与えてくると予想していますが、町民の福祉教育の充実が地方自治法の本旨だということを肝に銘じて仕事に励んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（堀 清君） 次に、反対討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和5年度古平町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長報告は認定とするものです。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、認定第1号 令和5年度古平町各会計歳入歳出決算は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

◎日程第2 意見案第7号

○議長（堀 清君） 日程第2、意見案第7号 企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第7号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第7号 企業・団体献金の全面禁止等を求める意見書を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 一般質問

○議長(堀 清君) 日程第3、一般質問を行います。

一般質問は、高野、佐藤、寶福、堀澤、梅野、山口、中村、真貝議員の8名です。

順番に発言を許します。

最初に、高野議員、どうぞ。

○4番(高野俊和君) ふるびら150年遊具広場についてお尋ねをいたします。

先日、遊具広場のすべり台など施設の外観を見ましたけれども、自分が想像をはるかに超える大変立派な施設ができておりまして驚きました。オープンというのはいつ頃になりそうでしょうか。またこの広場、最初から一般の公園と同じように制限なしで、いつでも自由に使用できるということになるのでしょうか。それとも、時期・時間等を含めまして、ある程度町側が管理するのでしょうか。また、ドッグランのスペースもあるようですけれども、こちらも町内外問わず、自由に開放するということになるのでしょうか。この遊具、冬は雪の下になることが予想されますけれども、何か対策なども考えているのであればお知らせ願いたいと思います。

○町長(成田昭彦君) 高野議員の一般質問にお答えいたします。

4点程あるのかなというふうに思いますけれども、まず、1点目のオープンでございますけれども、これにつきましては現在工事中でございますけれども、工期末が10月31日となっておりますので、その完成を待ってからということ考えてございます。

それから、2点目の、いつでも自由に使用できるのかということでございますけれども、これは一般の公園と一緒に特別なそういった管理は考えてございません。

それから、3点目のドッグランのスペースでございますけれども、これにつきましても冬については当然使えないと思いますので、雪の降る間は自由に使わせていいのかなと思いますけれども、ただ管理につきましては、道の駅と一体ということ考えていますので管理については道の駅の指定管理者にお願いするような形で考えてございます。

それから、4点目の雪の下になるということでございますけれども、製造元から冬の雪囲いは必要ないということで聞いてございますので、今の段階では特段考えてございませんけれども、これと似たような遊具が札幌の方にもありますので、その辺の情報も得ながら管理については十分してまいりたいというふうに考えております。

○4番（高野俊和君） ある程度分かりました。自分が想像していたよりもはるかにオープンな感じの公園でそれはそれでいいのかなと。本来公園ですから自由オープンというのがいいのかなと思いますけれども。ただ、このドッグランですけれども古平町でその大会とかも持つということは計画しているのですか。

○町長（成田昭彦君） ドッグラン自体は、あくまでも犬を連れてきてそこで散歩させるとかということで、大会というのは考えてございません。例えば、道の駅にいらして犬を今結構連れてきたりしていますので、その辺で遊ばせるというようなことで考えてございます。

○4番（高野俊和君） 分かりました。これだけの施設ですから大事に使っていただいて、ぜひ多くの皆さんが、楽しく利用できるような配慮をこれからも町側もそうですけれども、私達方町民もしていかななくてはならないという、ある意味ちょっと責任を感じておりますけれども、分かりました。終わります。

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時25分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、佐藤議員、どうぞ。

○9番（佐藤未知時君） 「私達はニシンで開かれた古平の町民です」という前文で始まる古平町民憲章の石碑ですが、元々文化会館前にあったものを複合施設の建設の際に現在の場所、みなと公園に移設されたと聞いています。海を臨む静かな場所ですが、地元の人、特に浜町方面に居を構える住民にとっては認知度も更に低いように聞いています。既に複合施設も完成して、これから道の駅の開業も控えた今、少しでも多くの人が目にし本来あるべき場所、つまり、街のランドマーク的建物の庁舎前あるいは隣接する150年広場など、そういう、いわゆる座りのいい場所がふさわしいと思います。もし、設置場所や費用など再移設に向けての工夫の余地があれば、ぜひご検討していただければと思いますが、町長のご所見をお伺いします。

もう一つ、石碑は現状ひっそり建っているだけではなく、町のシンボルマークであるブルーの町章プレートも塩害で傷んでいます。そして、更に寂しく映ったのは、簡素な文章で綴られていた五つの憲章の文言です。一、心と体を鍛え元気で働きましょう 一、互いにあいさつをかわし助け合いましょう 一、きまりを守りよい習慣を育てましょう 一、自然を愛し美しい町にしましょう 一、ふるさとの歩みを大切にし文化を高めましょう 皆さん、改めて聞いてどんな感想でしょうか。そもそも、町民憲章というのはこういうものなのでしょうか。私にはまるで小学校一年生の教室に貼られている朝の挨拶文のように映りました。確かに、子供でも理解できるようにという視点ではそう思いますが、町民のスピリッツを謳った文章としては作られた先人には恐縮ですが、私の心には響きませんでした。もし実現可能であるなら、石碑の再移設と同時に、令和の時代にふさわしい文言で綴られた新憲章も一緒に検討できたらいいのになと思いました。どこに建ってもいても毎日

見るものではありませんが、たまに読み返した時に、初心に帰り、自分を戒めて、古平生まれの誇りを呼び起こすような文章だったら、きっと心に刻まれるような気がしました。そこで、憲章の草案の決定機関やその経緯、そして憲章の文言は一度作ったら未来永劫不変なものなのか。町長のご所見をお伺いします。

○町長（成田昭彦君） 佐藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の石碑の場所でございますけれども、これは私もそう思います。ただ、今の複合施設・150年広場にあるのがベターかなというふうに思っておりますけれども、この複合施設につきましては、都市再生整備計画ということで補助事業実施しております。そういった中であって今段階では、都市再生整備計画の中に石碑は入っていませんので、こういった補助事業を終わってから考えていければいいのかなと思っておりますけれども、やはり将来的には、私もやっぱりこちらの方にあつた方がいいのかなと思えますし、また町民憲章だけではなく、私温泉行ってもせつかく一種の記念碑でカムイコタンはあるのですけれども、あれもちょっと山の方を向いていたりして位置的に寂しいなという気もしますのでその辺も含めながら。また、今たらつり節の記念碑等も設置する予定でございますので、その辺も含めて将来的に考えていきたいなというふうに思っています。ただ、今の本当に町民憲章の場所はあるのかというふうには私もちょっと疑問を持っています。やはりこの今できた中心拠点施設の方にあるのがふさわしいのかなとは思っていますので、それについてはこれからの検討ということで考えていきたいと思えます。

それから、町民憲章の文章でございますけれども、これにつきましては昭和54年8月に制定されて、この策定にあたっては「町民憲章制定審議会」というのを組織されて、そちらで原案をまとめられて議会で議決されたものでございます。この文言については、未来永劫不変なものなのかというご質問でございますけれども、これは変えるとしたら制定時と同様の手続きを踏めば改正はできるものというふうには考えてございますけれども、私としては45年以上前にこの町民憲章に基づいて町民の皆さんが古平で生きてきたという歴史もございまして、現在の時代に合致していない内容でもないと考えていますので、変更するという考えは持ってございません。

○9番（佐藤未知時君） もし可能ならなのでございますけれども、町民全員が参加して一大文化イベントとして、移設と同時に何か今らしい文言も入れられたらいいのかなというふうに思っていました。

次に移ります。芸術文化鑑賞事業の趣意などについて質問します。

皆さんご承知のとおり、インターネットの普及等によって、かつて陸の孤島と呼ばれていた古平も今やGoogleやYouTubeやインスタ、Amazonやメルカリなど、情報や商品等が都会とほぼ遜色なく誰もがリアルタイムで入手できるようになりました。それを踏まえてお尋ねします。まず、芸術文化鑑賞事業の趣意について今一度お聞かせください。今や町民の情報収集や関心のあるネットワークツールとスキルはとても長けていると思います。そういった情報にかなり成熟しつつある住民を相手に、この秋予定されている芸術文化鑑賞会の出し物が演歌というのは、町民の意識からも少し乖離しているような気がします。私は決して演歌というものを否定するものではありません。例えば、夏祭りなら芸能のゲストとして演歌歌手の招聘は何も異論はありません。芸術文化と名乗っている以上、少なくとも町民の情報収集レベルに即した興味度の高いもの、ある

いは町民のセンスをくすぐる少し先取りしたキャスティング等で、日頃の辛苦を癒す非日常の空間・時間を提供すべきだと思っています。果たして、今回の演歌歌手の公演がそういった芸術的・文化的提供と呼べるのか少し違和感があります。今回の演歌チームの講演料が高い安いではなく、170万円もの予算が拠出されている事業です。そういう意味においても、今の時代に即した芸術文化要素が高い提供が望ましいと思いますが、町長のご見解をお伺いします。

そして、6月の定例会で道の駅開業に合わせてCMを作って古平をアピールしましょうという私からの提案に対し、秋の芸術文化鑑賞会で作詞家・作曲家の方たちがいらっしゃるので、古平の歌を作ってみたいという話をしています。そういったものをバックにテレビ放映するのもいいと思っています、と町長がそう答弁されました。この古平の歌を作ってみたいというお話、既に町側から正式にオファーをしているのでしょうか。その場合、ギャラ等の具体的な提示などもされているのでしょうか。そして最も気になるのは、出来上がったその歌は古平のオフィシャルなものとして、今後何かの催事に使用されたりするものなのでしょうか、お伺いします。

○教育長（三浦史洋君） 佐藤議員の質問に答弁いたします。

まず、町長にということがありましたけれども、芸術文化鑑賞は教育委員会担当ですので、私から答えさせていただきます。

1点目の事業の趣旨についてでございますが、私ども社会教育の計画というのを5年間毎に作っております。今現在は、令和5年から9年度までの5年間での社会教育の計画を作って、その中で趣旨的なものでお答えしますと、町民に優れた芸術文化鑑賞の提供を図り、芸術文化に親しみ、理解を深めることで、住民の芸術文化に対する意識を高揚させることを目的とする、というような感じで載せてございます。

そして、2点目の、意識レベルとキャスティングという部分で、ご質問のこの要旨のとおりに対しての回答を作ってきています。今質問でいろいろ他の文言が出てきたのですけれども、まず要旨に対してのご回答としましては、まず情報収集という部分ありましたので、何の催しをするかというのを町民に対するアンケート等というものはしてございません。決定していくのは、例えば北海道にあります北海道文化財団ということで、各種この芸術文化活動の何十項目百か、すごく厚い冊子で載っておりますので、そこに経費とかも載っておりますのでそういうのを見てみたり、あと業者さんからの提案とかもございまして、その中で町の予算もございまして、町のこの芸術鑑賞の目的に沿った内容か、そして予算規模どの位か、そして会場間に合うか、どの位集客するかということで考え判断してやっております。参考としましては、これまでやってきた部分は令和5年度は道警の音楽隊を呼んで小学校の方で実施させていただきました。それで、観客の方は約200人集まっております。その前段は上方落語の会ということで、桂枝光さんとかを呼んでこの大ホールの方でやっております。コロナの時は三年間中止してございまして、ちょうど最近のヒット作といえますか平成28年に中国雑技団を呼んでございまして、一緒にこまどり姉妹がきて、演歌ということで結構厳しいこと言っていましたけれども、中国雑技団の方が人気があると思っていたのですけれども、お年寄りの方は「こまどり姉妹、こまどり姉妹」とすごく記憶に残っていてかなり好評でした。その時は約400人小学校の方に集まっております。そういうものを一応ご紹介させていただきます。

す。

そして3点目、古平の歌を作ってもらいたいという部分でございますが、これはお話があったので私どもとしても古平の歌で古平が題材になるものだとありがたいということで、ぜひぜひという気持ちで答えてございます。当然、正式な発注とかでもございませしギャラとか支払う部分・委託するわけでもございませので、ギャラはありません。それとともに出来上がった歌が今後オフィシャルにするかどうか、まず出来あがったものを聞いてもいないので何とも答えようがないという状況でございます。

○9番（佐藤未知時君） 古平の歌に関しては、町からのオファーということではなく先方からの話でこういう話がありますということですね。あとは、その情報収集の情報源です。町民より低いのはいかなものかと思うのですけれども、もう少しアンテナ張ってもらって、何が芸術的・文化的という部分で提供したら町民喜ぶかなというのを、演歌を否定しているわけではないのですけれども、そういうのもテーブルの上に乗せて決定していただけると助かります。それで、今度の芸術文化鑑賞会に出演予定の演歌チームが札幌古平会でも歌を披露されたと聞いています。今度は古平の歌も作りたいと。何か古平にグイグイと迫ってくる営業力すごいなと思うのですけれども、何かそのチームと町の距離感がとても気になります。

以上です。

○議長（堀 清君） 答弁は。

○9番（佐藤未知時君） 答弁いいです。

○議長（堀 清君） 次に、寶福議員、どうぞ。

○2番（寶福勝哉君） まず1点目、まち愛付近の交差点のガードパイプについて質問させていただきます。歩行者と車両の接触防止のために設置されたものと思われるガードパイプがありますが、劣化が進んでいる状態です。また、ガードパイプの周りというか、草は生えたままであったり、土埃もそのまま、苔も生えたままで、そういう状況だからこそ何かポイ捨てもよく見かけられるような状況に今ありまして、更には、冬場にはそのパイプがあることにより除排雪できなく雪の山ができて非常に国道・町道への進入が困難になります。ここ、通学路にもなっていますので対策は必要かと思っております。景観的にもそういったボロボロの状態のものがあるというところからすれば、今後、中心拠点や道の駅であったり公園の整備が終われば町外からやってくるお客様がそういう状態のところ通ってくるわけで、そういうところは是正していった方がいいのではないかと思います。見た目のデメリットとここには書いているのですが、ちょっとがっかり感があるかなというのは、私感じます。管轄的には北海道開発局の管轄になるのかなと思いますが、私としては撤去してももういいのではないかと思います。それができなければ、しっかり改修だったり整備をしっかりと町として要望していただきたいと思いますと思いますが、どう思われますでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 寶福議員の一般質問にお答えいたします。

まず議員おっしゃるとおり、このガードパイプにつきましては、開発局が管理ということになってございます。今のまち愛付近だけではなくて、役場向かいのマルジョウイチさんのところ、あそこにもありますし、苗代澤さんのところにも設置してございます。この経緯から申しますと、議員

おっしゃるように、通学路ということで安心安全の立場からそういったものを設置してございます。実際に現場を私も見てきましたけれども、確かに下草生えていてパイプも曲がったり錆びたりしているということで、これの撤去については学校等からの要望を聞いても設置しておいて欲しいという要望もありますので、付けた当初からそういった通学路の関係でこちらからお願いしたという形もございますので、撤去については考えないでこういった補修ですとか、それから冬季の管理、それから夏場の草の管理等については、これからも道路事務所の方にその管理の徹底を要望してまいりたいというふうに考えてございます。

○2番（寶福勝哉君） 撤去をしない理由は分かったのですが、とりあえず管理がまるでなされてないといえますか、除排雪の目印になる赤白ポール、それすらも取られてない状態で、とにかく見た目が恰好悪いので、その辺は強く要望して行ってほしいと思います。

次に移ります。2点目、ふるさと納税についてなのですが、先日後志管内の2023年度ふるさと納税額が発表されました。当町も納税額4億2,328万円、前年比33%増で着地しました。現段階の進捗は町長の行政報告である程度理解できたのですが、新たな仕掛けといいますか、新たな商品の展開だとかそういったものをあれば、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○町長（成田昭彦君） ふるさと納税についてでございますけれども、議員おっしゃるとおり行政報告でも述べさせていただきましたが、8月末時点では昨年度と変わらない方向で進んでおります。今年度行った取組としては、ふるさと納税に限ったものではないのですが、関東エリアで高齢者を対象にした新聞折込チラシを100万部程、今年7月の13日と20日にテレビ放映されました「旅サラダ」で、うちのホッケですとかウニとか二週に渡って出ていましたけれども、そのテレビ放送に合わせて、関東圏で100万部程新聞折込チラシをしてございます。それはふるさと納税も入っていますけれども、その他に通販等でのうちのたらこ宣伝ですとか、そういったもので実施しております。その他今うちの農産物やるところ一件出てきまして、そちらの方でもミニトマトやトマトジュース等の販売も実施してございます。今後でございますけれども、今新たにAmazonのふるさと納税来ていますけれども、その導入について進めており、これからも特産品の知名度向上を図っていければなというふうに思っております。ただいかにせん、先程の4億2,328万円を出していきますと、その9割方がたらこだという状況なものですからこの辺の新たな新商品、そういったものも考えていかなければならないのかなと思っております。ただ、このふるさと納税もこれからこの先どうなっていくのかというのも総務省の考え方も不透明なところもありますので、なかなか業者の方にも強くこちらから言えないというのが現状でございますので、その辺の情報を見極めながらこれからも進めてまいりたいというふうに思っております。

○2番（寶福勝哉君） 今後、こういった展開、不安要素もある中で探りつつという部分は理解できました。ちょっとここには書いていませんが、その寄付金の利用方法を今後考えていかないのか。昨日も総務課長からのお話ありました何かあったときのために基金は貯めておきたい的な話があったと思いますが、このふるさと納税の寄付金に関して言えば、割と今まで古平が扱っていた基金よりも自由度が高いというか、何となくもうちょっと使い勝手がいいものだと私は思いまして、古平のたらこが欲しいだけではなくて中には古平の振興を願って寄付されている方も

いると思うのです。それが貯まって貯まって何かあったときに使うという部分で貯めておくのも一つだと思うのですが、今までやっていなかったものに対してその寄付金を使っていくという考え方も、もうそろそろあっていいのかなと思います。例えば、前々から言っているような給食費ゼロにするだとか高校生の通学費をゼロにするだとかそういったところに舵を切って、実際それがどこまで続くか分からないのですけれども、何か一步を踏み出しても、もうそろそろいいのかなという感じはしていますので、その辺の検討を今後どう考えているのかというのをちょっとお聞かせいただきたいです。

○町長（成田昭彦君） 確かにふるさと納税、今こういう小さい町では大きな財源、今は基金として10億程持っていますけれども、今でもふるさと納税の基金の使途というのは決められているわけですが、その中でうちとしても結構使っているのですけれども、どういったものに使えるかというのは、総務課長から説明させます。

○総務課長（細川正善君） ふるさと納税、どういうものに使えるのか条例で定めております。一つが教育環境の充実・文化の振興及び子育て支援ということで、今皆さんの中で一番興味があるというか最近の話題では、エアコン設置に国の補助金使いました。更に借金もしました。残りに対してふるさと納税を充ててエアコン設置に使ったところでございます。あと、ここでいうところの図書館の本の購入だとかにもふるさと納税使っています。二つ目の使い道として、地域福祉の充実ということで、令和5年で使ったのは、75歳以上の人に22回分の温泉福祉券、ふるさと納税使っています。三つ目の使い道としては、産業の振興ということで、新規漁業者就業者支援ということで、この間行政報告の中で制度開始以来4名の新規就業者がいるとお伝えしたところですが、その4名の新規就業者の資金に使っています。令和5年は温泉のポンプが3年に1度更新だったのでそれにも使っています。その他町長が認める事業ということで、四つ目、そこでほぼほぼ何でも使えるのですが、令和5年に関しましては、第三の居場所を作りましたのでそこで使う備品に充てたりしてございます。令和5年度に関しては、金額的には4,120万円程度使ったということでございます。先程の小中のエアコンにつきましては、令和6年度事業を終わりますのでその時また基金を繰り入れて使う予定になってございます。

○2番（寶福勝哉君） 説明は説明書見ればこちらでも理解しているのですけれども、それ以外での使い方という部分での質問をさせていただいたので、今後町民が求めるよりよいサービスについて使っていければいいのかなと思ひまして、この質問は終わります。

3つ目です。地域おこし協力隊についてです。先日数名の議員で情報交換する場がありまして、協力隊の動きについてちょっと話題になりまして、やはり一つ、どのような動きをしているのかが活動が見えないという意見がありました。前回の2定にて一般質問において、協力隊の「見える化」を私お願いしたのですが、その後の動きはどうなっているのかなと思いますので質問させていただきます。

○町長（成田昭彦君） 地域おこし協力隊についてでございますけれども、6月定例会で今後そういった活動内容等をお知らせしていくということで私答弁したと思ひますけれども、それについて、協力隊員も4名というふうに増えてきております。より今の活動内容が町民に見えるようになって

いく必要性があるというふうには私も十分考えてございます。今協力隊に求めるのは、4月から継続的に広報では活動内容を流しているわけでございますけれども、やはり報告会、あくまでも地元に入った中での活動をしてもらわないと困りますので、そういった情報を発信するという事は非常に大事なことだと思っておりますので、今後報告会は考えていかなければならないのですけれども、この実施時期については、今年の4月から入った方もいますので自分の実績が出てくる時期を見計らって、来年の2月頃にはそういった報告会は町民対象に開けるような形で進めていければいいのかなというふうに思っております。

○2番（寶福勝哉君） 先日4人目の協力隊が加わったというところで、SNSを見ていると樽を作っているという、それが古平に対して何のメリットあるのと声も聞かれます。自分のしたいことを古平町でやる分には全然文句はないのですが、それが古平に直結してプラスになっていかないと協力隊の意味はないと思いますので、そういった部分に関しても協力隊の発信の仕方等も町の方である程度指導でもないですけれども、樽作ってどうするのという、本当率直な意見があつて僕もそう思いますし、例えば町民からあつたのですけれど樽作るのだったらガーデニングで使えるような、木の枠ですか、そういうのを作って町に置くとかだったら分かるけれどもという話があつて確かなど。古平にもプラスになるような協力隊でやっぱりあつてほしいと思いますので、その辺今後注意して協力隊という制度を生かしてほしいなと思います。答弁結構です。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時16分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次、堀澤議員、どうぞ。

○7番（堀澤理恵君） まず最初に、空き家対策について現在の進捗状況についてお聞きします。

また空き家かという感じで思われてすみません。今年の3月の定例会にも質問させていただいたのですけれども、町長の方から管理不全の指導した空き家が10件ほどございますということで、その後進捗状況等をお聞かせいただければということと、あと空き家ワンストップ窓口を設置されてその後の利用状況、それについての町長のお考えをお聞かせ願いたいと。もう1点が、空き家が以前に、うちの空き家は現時点で把握しているのが162件ありますというのは令和6年の定例会でおっしゃってありました。その後、特定空家等危険性を孕む空き家が今たくさんあると思うのですけれども、管理不全空家等、特定空家になる前のものですね。そうやって指導されたもの等、どの位あるかということ、あとそれらについて、どのような対応を今現在されているかということをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 堀澤議員の一般質問にお答えいたします。

まず、空き家対策について現在の進捗状況についてでございますけれども、私3月の議会で今年度中に管理不全で指導した10件と申したと思いますけれども、また1件増えまして11件になったとこ

ろでございます。そのうちの8件につきましては、指摘した部分についての改善をしていただいたところでございます、残り3件についてはまだ改善されていない状況でございます。改善されていない空き家については、文書を送ったり色々な事をやっているのですけれども、なかなか相続放棄したですとかなかなか対応できないというのが現状でございます。管理不全の影響も含めて、総合的にこれからも勘案しながら対応していかなければならない。これはもう本当に非常に難しい問題ですけれども根気強く進めていかなければならないのかなと思っております。空き家ワンストップの相談窓口の利用状況でございますけれども、空き家バンクの登録相談に関しましては、令和5年度は3件対応しております。それ以外にも、登録済の物件に関する相談件数等につきましては、把握してございませんけれども、そういった数件の問い合わせがあると聞いておりますので、今後とも幅広く相談窓口の制度周知を図っていかなければならないのかなというふうに考えてございます。

2点目の空き家の戸数162戸ということでございますけれども、これがまた増えまして今226戸でございます。そのうち4件解体しておりますので、現在222件というふうに私どもの方では整理してございます。特定空家につきましても、私どもの方から指導・勧告した件数が2件でございますけれども、このうちの1件につきましては、先月港町で解体されておりますので今1件でございます。今後とも管理不全空家につきましては、建物の破損・腐食そういったものがありますので、これからも指導・勧告を行っていかなければならないのですけれども、その空き家に対してもケースバイケースで対応していかなければならないのかなというふうに思っておりますので、その辺でご理解いただければと思います。本来ですと、専任の職員を置いてそういうふうにやればいいのでしょうかけれども、なかなかこういった小さい町ではそこまで手がのばせませんので、こういった形で今ケースバイケースで進めていかなければならないのかなというふうに思っております。

○7番（堀澤理恵君） 確かに、私もものすごく同じようなことを感じています。色々な会で顔を出したりしていますと、そういった空き家のせいで災害があった時に隣近所がないとか、災害のガイドブックとか見ますと隣近所声かけあってとか家族でどこに集合しようとか、そういうふうなことがちゃんと書いてありますから、そういった時に困るのではないかと。あと、動物が住んでいる。キツネとか猫もそうですけれども、そういったことで夜キツネってギャーと鳴きますよね。そういうので怖い思いをしているという、誰も住んでない、知らないうちに誰もいなくなっていたとかそういう声もたくさん聞きます。私達が知らないだけで空き家対策として少しでも良い方向に向かっているのではないかなとちょっと期待していたのですけれども、二百何十戸というふうに空き家が増えていて、今の世帯数を総務の方にお聞きしたら1,200ちょっとです。港町の方は、町内会も班が4人しかいないとか回覧板の回すところが3件しかないとか、そういうのもすごく聞きます。スモールタウンとってどんどん浜町の方に寄せてくるのも一つとしてはあると思うのです。私は入船の方に住んでいますけれども、周りどんどん亡くなって行ってそれをどうするかということをしちゃんと決めていかなければいけない時期なのではないかなと思っていて、私、地元が新潟なのですが、震度6・7以上の中越地震を2004年の10月に経験しています。私建築士なのですけれども、被災建築物応急危険度判定士という資格を持っています、ボランティアで一件一件の紙を貼って

いく仕事というのをやりました。もし、ここで言うのも何なのですけども、空き家を一件一件調べて倒壊する恐れがあるのかどうかとか、あと今の状態はどうなのかというのを私でよければ一件一件しらみつぶしに当たって行って、どなたか職員の方が付いていただいてそういう対策チームを作って、それで回っていくという方法もあるのではないかなと思っています。空き家をどうするかということよりも、もうしらみつぶしにちゃんと所有者を調べて内容証明とか出されていると思いますけれども、もうどうしようもないのだというのであれば、そういう特定のチームを作って回って一件一件ちゃんと把握して番号をつけて、ここのうちはいない、所有者は不明だとか分かっているとか、そういうことをやっていかないと何も進んでいかないのではないかなと思っています。だから私でなくても、そういった資格を持った人をちゃんとチームの中に入れて見てもらってやっていった方がどんどん進んで行って、ここの家は解体するとか解体費用をどうするとかということも一つ一つやっていけば、住民の方も町はこうやってきているのだなと思うのではないかなと思うのですけどもいかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 民間の力も借りてそういった管理というのは必要かなと思いますけれども、私どもも空き家台帳を保管していますけれども実際にどういう状態なのかというのはあまりそこまで深く把握していませんので、そういったものが活用できるのであれば進めていければなと思います。場合によっては、そういったことで進むのであれば空き家の中の家財の整理ですとか、それから解体、そういったものに助成を町独自で考えてもいいのかなというふうに思いますので。ただ、私も毎晩歩くのですけれども、うちから出て丸山通って行って堀澤議員のところ通って行ったら歩いていてところだけで43戸空き家あります。漁港会館から上がって行って能登屋旅館まで来る12件、相当の数空き家ありますので、その辺の把握も一つ一つ考えながら空き家対策を進めてまいりたいと思いますので、堀澤議員にはぜひお力添えをいただければというふうに思います。

○7番（堀澤理恵君） ぜひ、そういう方向に進めて行ってほしいと思いますし、前にある議員さんがおっしゃっていましたがけれども、内容証明等を出す時に、一文をこう書いてこういう制度があるよとかこういうことを利用してほしいとか、やっぱり制度は伝えていかなければ伝わらないと思うのです。そういうところも含めて、ぜひしっかりとやっていただければなと思います。この質問は終わります。

次に、またかと言われるような家族旅行村なのですけども、皆さんで議員も一緒に去年見学に行きましたけれども、町長の方から観光面から考えてもあった方がいいということもおっしゃってましたし、海水浴場との関係のコラボなどできないかと以前話されていましたが、その後の町長のお考えをお聞かせ願いたいということと、あと民間活力の導入ができないかということもおっしゃっておりました。どのような形であれ、方向性は見えてきているのかどうかということをお聞きしたいのと、あと方向性が見えてないのであればもう方向性を出してほしいなということで質問させていただきます。

○町長（成田昭彦君） 家族旅行村についてでございますけれども、旅行村は昭和60年なのですけども、その時は海水浴場と旅行村をコラボした形で考えて進めたわけでございますけれども、今は本当に気軽に野外体験するような形になってきてございます。うちの海水浴場については、平成19

年度からは監視員の配置ですとかライフセーバー、そういった安全確保の体制が整わないということで、公設の海水浴場としては開設しておりません。海水浴場とのコラボというのはこれからなかなか難しいのかなというふうに思っています。民間活力の導入についてでございますけれども、今関西電力と包括連携を結んでございますけれども、その中に地域課題を解決するための連携事業として、今旅行村の活用について色々と構築を進めているところでございます。また、今のうちの地域おこし協力隊員の中でも家族旅行村を使ったそういった事業を進めていきたいというような具体的な話も進んできておりますので、その辺を見極めながら、これから関西電力に頼るだけではなくて、旅行村と牧場をコラボした形の中で利用できないか、そういったことを民間の方にどんどん情報を流して利用を進めていければなと思っております。いずれにしても、町で旅行村を運営するというのは、これからの時代ちょっと難しいのかなと思っておりますので、そういった民間活用ということにまだまだこれから力を入れていければなと思っております。これから今スタートアップ事業等も今年から令和8年度まで3年間実施しますので、その辺も含めながらどういう形にするのか結論を出していければいいのかなというふうに考えておりますので、そういったことでご理解いただければと思います。

○7番（堀澤理恵君） とても前向きなお話が聞けてちょっと嬉しかったです。実は家族旅行村はもうなくなってしまうのではないかという声がすごくあって、先程寶福議員がおっしゃっていましたが地域おこし協力隊の方と私もお話をさせていただいた時に、旅行村を何度か見に行ったりとかして、他の自治体からも地域おこしの方がいらっしゃって見学されていたので、ちょっと期待していいのかなと思ったりもしていたので、すごく安心しました。町ではやっていけないということであれば、2、3年と言わず道の駅もできることで、早目に費用のこととかふるさと納税も少し使っていただきながらとか早急に進めていただければ。この間私、幼児センターの運動会を見に行くと、子供が少なくなってきていて。町長も隣にいらっしゃいましたけれども、3歳児が3人とかいうと3年後の1年生は3人なわけですね。早目に色々なことを進めていって、子供たちが広場もできて、旅行村にも行けてというふうになってくれればなと思っております。お話聞けてよかったです。

以上です。

○議長（堀 清君） 次、梅野議員、どうぞ。

○6番（梅野史朗君） 台風対策についてお伺いいたします。先日台風10号が上陸し、またノロノロ台風だったという影響もありまして、上陸した辺りには大変な被害が発生いたしました。古平町も過去に台風での水害が発生し、その後から議会でも対策強化をしていただくようお願いいたしました。近年は、海水面温度上昇もあり勢力の強い台風は上陸するようになってきたため再度伺いますが、その要請は今年も国や道等関係機関に届いているのでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 梅野議員の一般質問にお答えいたします。

台風対策についてでございますけれども、令和2年の11月の大雨の時に港町の国道の排水溝が目詰まりして冠水したという、そういったご質問かなと思っておりますけれども、道路管理の開発局の方へは定期的に排水溝の清掃等、それから異常気象時の場合における適切な対応要望は、その都度随時してございます。冠水したからではなくて、その前から今のこれからの時期になると落ち葉ですと

かそういったもので目詰まりするということございますので、そういった管理については常々開発局の方にはお願いしてございます。

○6番（梅野史朗君） 定期的・異常時の対応をしていただいているということで安心いたしました。特に水害になりそうなところというのも、古平の場合大体場所的には決まっている感じになっています。こことここが危ないというのはあると思います。定期的にお願いします、異常時お願いしますという話の中に、こことここは特に危ないのでここのところは特によろしくお願いします、という要望を一つ付け加えていただければありがたいと思います。答弁は結構です。

○議長（堀 清君） 次、山口議員、どうぞ。

○8番（山口明生君） 街の景観改善について伺います。

本町では役場新庁舎が新設され、いよいよ道の駅の完成・開業も迫ってまいりました。おそらく、このタイミングが古平町をPRして観光客等に認知してもらう千載一遇のチャンスではないかなと思っています。しかし、国道側の新庁舎の入口付近とか道の駅の完成予定地近辺なのですけれど、非常に殺風景なのです。全然目を引かない、立ち止まる気にもならないというレベルで新庁舎なんて役場の案内看板すらないのです。これちょっといかがなものかと。せめて、観光客が足を留めなくなるレベルの、そんな大金かけるとは言いませんけれども、何か対策できないものかと思っています。町長の考えを伺います。

○町長（成田昭彦君） 山口議員の一般質問にお答えいたします。

まず、町の景観改善についてでございますけれども、前に議員の現地視察の時にもお示しいたしましたけれども、道の駅入口付近には国道の上に青看板出していますけれども、あれが今5箇所設置される予定でございます。それ以外に新地に1箇所、それから港町に1箇所、沢江2箇所、もう鉄柱は建っていますけれども、そういったことで予定してございます。その中の道の駅の入口付近に設置される箇所には、複合施設の案内も同時に表示される形になってございます。確かに、お盆に私のいとも古平に来ましたけれども役場どこにあるのという感じで言われていましたので、それ以外にも考えていかなければならないのは、昨日説明していますけれども旧消防庁舎跡に駐在所が移ります。その時含めて庁舎案内ですとか、そこに駐在所も入れなければならないということで、そういった案内板等については、これから検討していかなければならないのかなと思っております。今役場どこにあるのだと分からない感じありますので、それは十分承知してございますので、そういった方向で進めていければなというふうに思っております。

○8番（山口明生君） 青看板は、私が考える面では最低限です。どこにでも普通にあります。役場や駐在所の案内、これも普通です。当たり前にあります。そういうものではなくて、ちょっと目を引く、お客さんが写真撮りたくなるようなものなのです。立ち止まって写真撮れば勝手にSNSに上げてくれるのです。ラジオやテレビで宣伝するより絶対効果あるのです。古平、あそこ何か知らないけど道の駅ピンクだよねとか、役場の辺り綺麗なのだとか、何かそういう話題になるところ。今日お祭りの旗立てただけであんなに目引くのです。だから、日常的にあそこを通ると何かあるという、観光客がこちょっと寄ってみたいとパチパチパチパチやって勝手にSNSに上げて有名になって、たらこが古平町ではふるさと納税の返礼品のNo. 1商品です、道の駅で売っていますと

色々なそういうことをリンクして、ふるさと納税でもらえた寄付金でその辺奇麗にして宣伝すればいいじゃないですか。これすぐできるのです。申し訳ないけど、緞帳に500万円使う位ならそっちの方がよっぽど有意義です。ぜひこれやるって言っていただきです。もう今手つけないと来年の春に間に合わないので、ぜひここでやりますと言ってほしいのですが、いかがですか。

○町長（成田昭彦君） その辺も含めまして、道の駅も一過性のものでなくて、1回来たらまた寄りたくなる、そういった道の駅を目指していますので、その辺とも話し合いをしながら進めていければなというふうに思っております。

○8番（山口明生君） 進めていければなではなくて、進めていきますとぜひ言っていただきたいのですが、いかがですか。

○町長（成田昭彦君） 皆さんと相談しながら進めていければなと思っております。

○8番（山口明生君） 4回目なのでやめますけど、ぜひ進めていただきたいと思います。

2つ目いきます。町の正確かつきめ細やかな情報発信について、これ今の道の駅の話にもあったのですが、これ今一つの例として申し上げますが、ご存知かどうか分からないですけれども今町民の間で道の駅でのたらこ販売に関してちょっとした話題になっているのです。道の駅でたらこを売ると、競合他社ができて、今ある加工場さんとか漁協の売店とか影響があるのではないかと町民が単純にそういうことを懸念しているのです。それが道の駅に対する悪いイメージにもなっているのです。そんなもの作らない方がいいのではないかとかという話になっているので、町民はむしろそういう些細な身近な話題が強く関心があって、情報不足で勝手に変な話が独り歩きしたりもするのです。誤解を生んでしまったりもしています。こういう問題について町長どうお考えかお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 道の駅でのたらこ販売がという話題でございますけれども、そういった面では行政報告でも述べさせていただきましたけれども、各業者とも話して、これはもう前向きな形でもらっていますけれども、町民の受ける印象というのは単純に考えますと、道の駅で売ったら普通の加工場で売る分が減るふうに考えるのは当然だと思うのですが、その辺も含めながら進めています。私どもが一番恐れるのが、人の口には戸が立てられないと言いますが私どもが思っているようなことと全然違う情報が流れてしまうというのはこれ常でございます、その辺も広報等を通じて正しい情報発信を常々していかなければならない。そして、またそういった間違った話があるのであれば、そういったものの解決には取り組んでいかなければならない。そういった意味でも、地域担当職員制度等を設けて地域の中に職員が入っていてそのような説明をするということを実施しておりますので、その辺の充実を図りながら進めていかなければならないのかなというふうに思っております。確かに、情報発信が遅れているのかなという気はしていますので、その辺は十分に進めながら町民から理解を得られるような形で進めてまいりたいと思っておりますので、それでご理解いただければと思います。

○8番（山口明生君） 今町長おっしゃるとおりなのです。先日私の町内会で行政懇談会があったのですが、その場でも町民から質問が出ていたのです。ただ、役場職員が答えられないという実情もありました。結局、役場職員が知らないものを誰も知らないのです。なので、やっぱりまずそこは足元からしっかり情報発信源を定めて正しい情報、間違ったものは間違っているという形で町民

に正しい情報を認識していただける体制を作っていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。昼食のため13時まで休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午後 0時55分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次、中村議員、どうぞ。

○3番（中村光広君） 大地震等の突発的な災害の発生時、役場職員の参集などについてお伺いいたします。要旨としまして、古平町で震度5強以上の地震が発生した場合、全職員が召集の指示を待つことなく、できる限り早期に参集することになっております。この度の能登半島地震の状況を見て、同じ半島部に位置する古平町で、同じような突発的な地震が発生した場合の職員の参集体制、災害対策本部の設置など、どのような想定をされておりますか。想定されているところをお聞かせください。

○町長（成田昭彦君） 中村議員の一般質問にお答えいたします。

災害時の役場職員の参集についてでございますけれども、町としましては職員の初動マニュアルというものができてございます。それに基づいて対応しているわけでございますけれども、その中では風水害と震災に分けて初動の想定がされております。震災につきましては、震度3もしくは震度4の地震を観測した時には、第1非常配備として各課から1、2名の配備体制とします。それと震度5弱の地震を観測した時は、第2非常配備と位置づけられておまして、各課の半数の配備体制とします。震度5強以上の地震を観測した時には、第3非常配備として同時に災害対策本部を立ち上げまして、全職員の配備体制を組むことということになっております。

勤務時間内・外での対応、それから参集場所、各課の所掌事務、初動活動等の流れがこういった古平町初動マニュアルというものがありますけれども、この中でうたわれておりますので、その中から従って災害体制を組むということになってございます。

○3番（中村光広君） 日本中今どこでも突発的に地震等の災害が起こるような、特に大きなものが起こるような時代になってきました。最近で言えば、東日本大震災から始まって、熊本地震、北海道でいえば胆振の大きな地震がありました。こんなところで起こるのかというようなところで今起こっているような時代であります。古平におきましてもそういう時代が考えられないわけではなく、心配されているのは留萌沖の大きな地震が来るのではないかとこのところが古平に近いところでは考えられております。そんな中で、町民の皆様が心配するところは、やっぱり頼るところというのは役場の職員さんたち、災害対策本部が皆さん頼るところであります。災害対策本部は、大きなものが起きた場合に古平町の場合は何人位参集できれば本部というものが順調に動くような体制にあるのか。あと特に通信です。状況把握が一番大切だと思いますので、どこでどのようなトンネル崩れた、道路が通れない、家が潰れた、そういうような情報収集というのがすごく重要な部

分になってくると思います。そういった情報収集の面から考えて、町職員の皆さんはその通信の取り扱い、どのような方法でそういった情報収集をなされるような考えでおられるのかというところをちょっと聞きたいです。

○町長（成田昭彦君） 実際、災害対策本部立ち上げられるというのは震度5以上ということになってございます。ケースバイケースで災害対策本部は立ち上げなければならないのかなと思っております。職員の初動マニュアルの中でも、今議員心配される情報収集その辺については、例えば高齢者問題であれば保健対策福祉班がそちらの情報を収集する。道路等そういったものに対しては建設対策班がやるというふうに分担されておりますので、その中で実施体制を組む。それは本部に集まってどういう対策をする。そういった形になって進めてまいりますので、職員の分担はそういう形になってございます。

（「何人集まれば…」と言う者あり）

○町長（成田昭彦君） 何人というのは何がでしょうか。町民がということでしょうか。

（何事か言う者あり）

○町長（成田昭彦君） 要は、対策班長が管理職になっているのですけれども、そちらの方から全て連絡が入りますので、だから何人ということはないです。対策本部自体できれば、それぞれに動ける班を作ります。

○3番（中村光広君） 突発的にそういったものが起これば何人集まれるかというのはちょっと予想もつかないことであります。台風とかそういうものであれば時間がありますので十分対応できると思いますが、突発的な地震とかの場合は、職員さん自体が災害に遭われているということもありますし。ただ、そういった職員さんの状況が出動するのが不可能なのか、安否はどうか、そういうこと等が考えられますので最低何人位集まればいいのかなど。あと各課長さんたちが各災害部長さんになると思われましても、そういった方たちが集まらなければ対応できないのか、何人か集まった状態でできればいいのかという意味でお伺いしました。ちょっとお伺いしたいのは、この度の石川県の1月の能登地震の時の状況が情報でちょっと出ておまして、ロゴチャットというシステムがあるようなのですが、ロゴチャットというシステムは古平町役場では利用できることになっているのか。情報によると、能登地震の件ですけれども電話は不通になったと。視聴者の光ファイバーは断絶しL GWAN回線も使用不能になった、インターネットの一部回線だけが使える状況だったと。元旦だったので帰省している方も多くて登庁できない職員もいたと。安否すら確認できないと。そういうちょっと大変な状態だったのが今回能登地震でありまして、その中でこのロゴチャットというのが非常に役に立ったという情報が出ていたのですけれども、使われているのか、あと、ロゴチャットというのはどのようなものなのか、分かる範囲でお教え願えればと思います。

○町長（成田昭彦君） 議員おっしゃるように、今回の能登半島沖地震では半島独特の災害ということで、職員も現場に行けなかった、対策本部に集まれなかったということも新聞等で拝見してございますけれども、うちもまさにそれ考えられます。私も一番心配しているのが、例えば震災きて港町に津波を押し寄せた時に私も本部に入れられない状態が起きかねるということもありますので、その

辺の対応等も本当に考えていかなければならない。あくまでも対策本部を持つけれども、どういう連絡の仕方を取るのだ、そういったことも考えていかなければならないということで、議員おっしゃるロゴチャットの使用状況は、うちではまだ使用できるという段階ではございません。

(何事か言う者あり)

○議長（堀 清君） もう3回やりましたよ。3回やったのだ。

最後になりますけれども、真貝議員、どうぞ。

○5番（真貝政昭君） それでは、質問します。

まず1件目です。議場の公開について伺います。町民から質問通告書に書いてあるとおり、とりあえず述べますのでお聞き取りください。町民から議場の様子を知りたいが、傍聴に行けないので何とかならないかとの声が寄せられました。傍聴人のいない議会が常になっていますが、ニセコ町が録画をY o u T u b e で公開することに今年なりました。当町も同様にすべきと考えますが、いかがでしょうか。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員の質問にお答えいたします。

議場の公開についてでございますけれども、デジタル化の推進の観点から申しますと、町民への開かれた議会の実現に向けては、議員おっしゃるとおり、議会中継あるいは録画配信等による町民への情報発信は必要かなと思っておりますけれども、議場を公開するか否かの決定権というのは、あくまでも議会側の権限でありますので、私からはこの場で申し上げることはちょっと越権行為かなと思いますので控えさせていただきたいと思っております。ただ、議会ですういったものが必要だということであれば、必要な設備には惜しまず行ってまいりたいと思っておりますけれども、今の議場を公開するか否かというのは、議会の権限で進めてもらいたいと思っております。

○5番（真貝政昭君） 今答弁があったように、DX化とかで議場の公開とかは進められている時代になってきているという答弁が一部ありました。私が伺っているのは時々こういう声は寄せられますけれども、昨日来られた傍聴人の方達を伺っていますと、私に要望を出した方達ではなくて、昨日の場合は稀で基本的にずっとやっていますけれども婦人会協議会の面々が定期的に傍聴に来られた時期が一定期間ありましたけれどもそれが解散した後はほとんど皆無という状況なので、不満としては、議事録が大体議会が終わってから3か月後位にようやくホームページ上で見られるという状況になりましたけれども、改善されて今2か月位に縮まっているようですけれども、基本的に、自分が支持した議員が議会ですどのように活躍しているかというのを生で見られるかどうかというのは非常に関心の高いことです。それで、議会側の発案すべきものということでしたけれども、今から30年位前になりますか、25年位前ですかね。議会側の決定ではなくて町側の主導で議場の公開に踏み切った時がありました。一端はこういうことです。録画しておいて公共施設の3箇所位だったかな。そこで録画を見られる状態にするというのが動いた時期がありました。カメラも設置されたのですけれどもそれ以上動かなかつた。多分、当時行政改革があつて非常に財政状況が先行き不安というのを目の前にして尻込みしたのではないかと思いますけれども、仁木町の場合は当時の古平町の予算に足しまして庁内放送に踏み切ったのです。そういうことがありました。ですから、当時古平町の動きに対して議会側は反論する議員はいませんでした。かえって実施しなかったこと

に対して、当時の正副議長ですけれども非常にかかりきりしていたということがありました。残念だということです。それで議員側もこだわらないはずです。つい最近の常任委員会の議論の中でも、皆さん責任を持って発言しているので、それが町民に公開されることは何も問題ないのではないかというふうに思うのです。それで、北海道内の議場の公開がどれ位進んでいるかということを議員側と町側とで共通認識にしたいなと思うので、道議会の議長会の資料ですけれども、北海道14振興局あるそのうち、議場の公開5割以上実施しているという振興局が9あります。渡島管内は約89%、リアルタイムでという感じです。それから桧山管内は約6割です。それから空知管内は約8割です。それから宗谷管内これも8割位です。それからオホーツク7割強です。それから胆振100%です。日高が約6割で、十勝が8割強、釧路が約6割と、全体合計ですと63.2%と書かれています。だから、道内の3分の2の議会は録画かリアルタイムかで公開されていると。それから町民からすると全道的にこういう流れの中で議場の公開はまもなく間近だと。やっていない古平は、全道のそういう感覚に追いつくべきだというのが声として出てくると思います。議会側からでもいいし町側からでもいいので、できるだけ共通認識として議場の公開というのに踏み切ってほしいなど。そういう立場で議会側の動きを注視しているという答弁かなというふうに思うのですが、どうですか。

○町長（成田昭彦君） 議場の公開についてするか否かというのは、あくまでも議会側という考えでおります。ただ、それに伴う、例えばカメラ設置であったりとか必要であればそういった予算措置の方は町側では対応いたしますので、その辺は議会側でもんでいただければなというふうに思っております。

○5番（真貝政昭君） 2件目に移ります。高校生の通学費助成について伺います。

古平高校の閉校に際して、道教育委員会は激変緩和措置として5年間のみの通学費助成という立場を一貫して取り進めていまして、その考えを変える姿勢は全くありません。本来、古平高校閉校にあたっては余市方面・小樽方面への通学が日常生活になるのですが、閉校した場合道が本来交通費の全額助成をすべきですけれども、それに代わって若干遅まきながら古平町が従来の線に沿って助成を続けてきたというのが今の現状です。私が道庁交渉を毎年やっているこの件については、通学助成に関わって道と町で全額助成というのを狙ってきたのですけれども全く通じませんので、道の考えが全額助成に変わるまで古平町が全額助成するという考えをもてないかということを質問する次第です。

○教育長（三浦史洋君） 真貝議員の質問に答弁いたします。

通学費の助成、これまでも何度かありましたが、これも町の高等学校生徒遠距離通学費補助金としまして補助費でございます。現在、定期券の購入費に対してどの位の割合で補助金がいっているというのでちょっと計算してみました。小樽方面に通っている部分、今回資料請求でも出させていただいています人数、令和5年度小樽方面31人ですか、その方々に対して定期券総額に対して補助金を割り返してみました。47.7%ということで約半分の補助をしております。ちなみに、余市方面7人の生徒数で先程の割り返してみました。定期券代の53%部分が補助金としてご家庭の方に補助しております。補助率につきましては、言っておりますように約半分ということで、以前私4割位かなと言った時もありましたが、実際計算してみたら約半分は補助してございます。ご質問の部

分で全額町がという部分できたのですけれども、あくまで道ですよ。道の考えが変わらないから町でという部分には繋がらないと認識してございます。

○5番（真貝政昭君） 中学生が高校進学するにあたって、現在までの進学状況を資料で出してもらいました。結論から言えば、古平町の中学卒業生は進学にあたって余市を希望する人は、皆無か一名位という状況になっています。それでほとんどが小樽というふうになっています。理由は色々あると思うのですけれども、部活の問題も子供の希望としてはあるものだから余市ではなくて小樽でという選択もあるという親御さんの話も聞いたことがあります。いずれにしても、古平町の中学生の進学希望は小樽というふうに大体固定されていると思います。それで、小樽に一月定期代でいくらかいいうのを中央バスに聞いたら、約2万7,000円です。それを今、古平町は1万円で助成して一月計算で1万7,000円の自己負担です。土日含めての定期です。実際に余市の子が小樽に通っている親御さんに聞きましたら、定期代が1か月最大で約1万7,000円位です。ですから、余市から助成をもらわないで通っているのと、古平から助成をもらって通っているのと大体同額です。それと、過去には古平高校には毎年10名位決まったような感じで入学していたのですけれども、通学費がかからないという点から言うと、余市に住むであれば紅志高校に通えばバス代がかからないという前提に立ちますと、余市に住んでもいいのではないかとこの考えが出てきますよね。注目しているのは、今年小学校の入学生が18名でそのうち1名が転入ということで、実質17名の方が古平で生まれて小学校に入学したと考えると、25名生まれた子たちが17名になっている。そうしたら、減った8名はどこに行ったかということがちょっと考えどころでないかというので、子供の教育のことを考えて古平から出ているのではないかとちょっと想像したのです。それを考えますと、今年間2名だ、4名だ、7名だと出生数が報告されていますけれども、この子たちが小学校入学するまでにここに残るかどうかというのがすごく注目するところです。基本的に高校のことを考えますと、ここで子育てをすることがいかに経済的に困難かということかという観点に立ちますと、子どもの教育にかける町側の考え方というのを今の時点で変えないとどういうことになるのかというのを想像するのは、今回出した高校生の通学費助成というのは、そういう観点で質問に挙げたのですけれどもどうでしょうか。

○教育長（三浦史洋君） 再答弁いたします。

議員のおっしゃることは議員のお考えということで伺っておきます。それに対する回答といたしましては、町の方では子育て世帯支援ということでもう総合的に考えてございます。各種諸々ということで、今回のケースも議員さんの意見のとおり通学費の部分なり後で出てくる就学援助の部分なり、それぞれ数字を出しながら今後の子供の数も抑えておりますので、総合的に考えて提示しているところでございます。ちなみに通学費につきましては、ご質問ではないのですけれどもバス運賃の方が上がる予定です。その部分は本当に注視してなるべくその半額の助成ということは死守していきたいという教育委員会の考えですが、町長部局の方で予算を立てますのでそちらと協議してまいります。

○5番（真貝政昭君） 1回目2回目の教育長の答弁を聞いていますと、町側の考え方は町側の財政的な負担の観点から総合的に考えているということなのです。私が言っているのは、町としてこ

れから古平町という町を維持していく上という観点と、それと実際に子育てしている家庭の経済的な負担という点から考えているのです。今住む所は自由になっていますから。古平に職があっても通える近距離になっていますから、いくらでも住居の移動というのは変更は可能な時代です。そういう点から言って親の視点で私は述べている。二つの両方から言っているのです。だから、一方的に財政的な面だけでどうのこうのということではないのです。ぜひそこら辺を考慮に入れて、これから行政運営していただきたいなと思うのです。これについては答弁いたしませんから。

次行きます。就学援助について伺います。今年度基準を1.2から1.3倍に引き上げましたが、申し込んでもはじかれるケースもあり、昨今の出生数の激減と若い世代の人の町外への流出対策として、更なる大幅な基準見直しをすべきと考えますが、いかがでしょうかということです。1.3倍というのは、北海道教育委員会の生保基準の1.3倍というのは大体平均。大体全ての教育委員会の4割位、それ以上についても含めると6割ということです。私の記憶では一番高い倍率のところは1.5だとか1.6倍になっています。今回1.3倍に引き上げてもはじかれるケースが出てきたということなのですが、出生数の推移を見てもう1.3倍だとか少し上げるとかという問題ではなくて、古平町が全員を面倒見てやるような時代に入ったのかなと。そういう観点で今回の質問をいたしました。

○教育長（三浦史洋君） ただいまのご質問に答弁いたします。

まず1.3倍の部分です。毎年文科省の方で準要保護認定基準の概要ということで、ここは準要保護の部分での調査なのですけれども、それをしております。そのデータによりますと、1.3倍に今年からしましたけれども、1.3倍までになっているのが回答のあった1,380団体のうち1,131団体、82%です。だからほぼ1.3倍以内で82%の団体になっていますので、1.3倍というのが低すぎるとは認識はしておりません。ただ、議員のおっしゃる状況で子供の数が少なくなっていくという部分での論法としては分からないでもないのですけれども、資料の方でお示ししたように、はじかれているということではないのです。基準額の1.3倍以上だったので認定されないということなので、はじいているわけではありません。きちんと計算しております。そこをお間違えないようにしてください。令和5年度は、小学校では31人申請して25人が認定されたと、1.3倍以内未満だったということで、そのような感じでございます。そして就学援助費につきましては、法律の方で経済的な理由によって就学が困難な家庭に対し必要な援助を行うものでありということで載っております。町においても1.2倍の基準から1.3倍にしたということで、先程言った全国全体ゾーンの82%の部分に入っているということでございます。

○5番（真貝政昭君） 全国の数字を出しても駄目です。全国の方が低いことから北海道の近距離の情報を掴んでいただかないと、1.3倍にやっているケースが北海道の方が高い。隣近所を見てちょっと判断していただきたいと思います。それと、今回の申請数が82名中26件、1世帯で重複しているところもあるので82名が全世帯とは限らないのですけれども、申請数が26件あって認定したのが25件。はじかれるというのは嫌がっているみたいですが、1名基準から漏れたということになるとこの方ははじかれたというふうに理解すると思うのです。それと、1.3倍以内の方が全員申請しているかどうかちょっと疑問です。分かりません。ですから、これから一学年がそれぞれ10名以内の状況になっていく時に、保護者からすればはじかれたとか、はじかれるのであれば嫌だから

最初から出さないだとか、そういうのも生まれてきますけれども、これだけ出生数が激減してくるところに住んでもらっているだけありがたいと思うのが行政側の立場でないかと思うのです。多分、道内で1.5倍だとか1.6倍にしているところは、殆どみんな対象にするために上げているような気もするのです。これは理事者側の大きな決断だと思うのですけれども、北海道の今にも消えてしまいそうな過疎地の現状というのは古平町と同じだと思います。過疎地を始末してしまうという実際のトップが出てくるような時代ですから、そういうような時にやはり考え直していくべきでないかというふうに思っています。それから、先程町側のどれ位予算がかかるかという答弁もありましたけれども、議会側としてはそれは町側が考えるべきことであって、お金がいくらかかろうとやるべきことはやるのだという、理事者側もいますから。やはり今の現状を考えていただきたいと思うのですが、どうですか。

○教育長（三浦史洋君） 真貝議員の再質問に答弁いたします。

最初おっしゃった、全国と比較しても駄目だということなのではないでしょうか。まず、全国で先程パーセンテージ82%が1.3倍以内ということを行いました。1.5倍越えが調査では12団体です。北海道の中でも1.6倍とかとおっしゃいました、というところですね。そして、申請全員しているのということもおっしゃいましたけれども、学校の方に申しまして申請するよということによってごまかしてごまかしてごまかして、全員かどうかは申請主義なので、そこまではあれですし、もっと極論をすれば税務情報を入手して全員誰がなるかというのを最初からやればプッシュ方式であれなのだけでも、そこまでは制度的にできないです。税務情報そういうのに使う部分ではないです。申請していただく場合でも、ご家庭の世帯の収入を調べていいよという一筆ですか、そこに丸をつけてもらっていますのでそういうことをごまかしてごまかしてごまかして。私どもとしては、資料に出したように認定される方、また不認定の方も1人だったり去年は6人だったり小学校ではいたということで、結構申請をいただいていると思っております。また、全体全体の考え方としては今回1.3倍にしたところなので、今後の状況を見ながら、出生率・子供の数少ないという部分では費用的にはできるけれども、人口減ということで考えてというのは常日頃頭に入れて折衝をするという総合的に考えていくということでご理解ください。

○5番（真貝政昭君） 申請主義という言葉がありましたから引っ込むのですけれども、倍率を高くして殆ど全員が入るようになりますと作業そのものを省略することができるので、今行革、仕事を増やさない方がいいでしょう。減らす方に行くとすればそのような作業もしないでみんなやっただけでいいのです。そういうことだと思います。

次の質問に移ります。診療所についてです。これも、平成15年前後位に掖済会時代です。国道沿いから町との協議によって現在地に診療所の場所が移りました。掖済会が撤退して建物を町で買い戻してそして現在の状況になっているのですけれども、医療の状況も介護の状況と同様、診療所経営が非常に困難な時代になっていると。それで、外来のみで入院患者を受け入れられないような、そういう状況に国の政策でなってしまうということで、入院復活してほしいのですけれども、当面それはできないだろうと。政権が変わらない限りこの状況は変わらないというふうに思っています。しかしながら、当時掖済会の計画ですけれども現在地に引っ込むにあたって患者数が増えるという前提で議会の同意を求めた経緯があるのです。当時、それに表面から反対したのは私だけで

したけれども、お店を経営している方も内心反対していたのです。というのは、実際に移転したら売り上げが3分の1減ったという状況です。だから、お店ばかりでなく商店街にとっても病院の移転というのは非常に打撃だったのです。患者の不便さも相まって、今の町のバスが巡回するようになったのですけれども、タクシー会社の経営を苦しめたり色々な悪循環が出てきているというのが今の状況です。それで、今の状況では二階の入院部分を介護関係に転換して下の方では外来診療のみという形をとっているのですけれども、外来診療だけですとフットワークがいいので国道沿いにも機能の一部を持ってくるということで患者数を増やすということが今必要でないかと、可能でないかというふうに思っているものですから、一考いただきたいなと思って質問します。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員の診療所についてのご質問にご答弁申し上げます。

議員おっしゃるとおり、当時元気プラザと隣接することで町とのパートナーシップ取れて、町民ニーズに応えられるというような考え方のもとに、今の位置に移転したわけでございますけれども、移転後も掖済会の方で医師を増やしたり病床数も12床から18床にするなど、色々患者数を増やすことを目標として行ったわけですけれども、なかなか計画どおりにはいかなかったというのが現状でございます。ただ、現状を考えますと近年高齢者についても古平だけではない「かかりつけ医」を持っているというのが現状でございます。今余市等からもバスで迎えに来たりして「かかりつけ医」がいるという方も多くなってきているように見えます。今の時代の流れでそういった「かかりつけ医」、あと、あるいは人口減少等によって、そういった社会的要因によって減ってきているのかなと思っておりますので、今の場所に移したことについては私は失敗だとは思っておりません。今例えば、国道沿いに仮に移したとしても今の人口減少、そして先程から申し上げている「かかりつけ医」との関係を見ていきますと、やはり大幅なそういった患者数を増やすということは国道沿いに持ってきても無理かなというふうに考えております。そういった面からも私は今国道沿いに移転するようなことは考えておりませんけれども、ただ、今の海のまちクリニックについては昨年からは医師も2人体制にした、あと新さっぽろ病院と連携して、例えば作業療法士を週に二回採用したりX線検査できるような形で色々そういった医療面での充実等も図っておりますので、令和3年度から比較しますと、毎年若干ではございますけれども患者数は増えてきておりますので、今後とも、古平町のこの海のまちクリニックが「かかりつけ医」になるようなそういった努力は惜しまずしてまいりたいというふうに考えております。ですから、現在の段階では国道沿いに移転するというようなことは考えてございません。

○5番（真貝政昭君） 二階フロアが介護関係に変わったということで、将来的にはあそこの一帯を介護関係のエリアにして、外来診療については国道沿いをメインにするという構想をぜひ考え続けていってほしいなと思います。国の施策がベッドを減らすだとか医者を減らすだとか国民の要望に逆行する方策で進んでいますので、なかなか大変だと思いますけれども町民の利便性を考えてほしいなと思う次第です。

最後の質問に移ります。国会が閉会しましたけれども地方自治法の改正案が通りました。共産党除いて他の党全体の賛成で通ったのですけれども、北海道新聞の社説が6月21日付けで出まして、改正地方自治法について国の指示権危うい限りだというふうに警鐘を鳴らした社説を出していま

す。それについて、通達が既に古平町の方に来てはいますが、地方自治法の改正について懸念されることが載っている以上、町長の感想をお聞きしたい。法律がこういうふうに決まった以上は何が起きるのかというのがちょっと町側として心配だろうと思いますけれども、感想を伺いたい。

○町長（成田昭彦君） 真貝議員のご質問である地方自治法改正についてご答弁申し上げます。

まずもって、感想を聞かれますと私も改正については反対です。今何故この自治法の改正が出てきたのかなということが理解できないです。ここで、国が申している国民の安全に重大な影響を及ぼす場合という言い方しているのですけれども、これって何なのか。国が自治体に関与できるし個別法で決められています。例えば災害対策基本法ですとかそれから感染症の関係の場合は、国が自治体にそういったものがある中で、あえてこの自治法を改正してそこまでこういうことを謳うのは何なのかということ、私も疑問を持っています。あくまでも国と地方自治体というのは対等の立場で考えるべきですから、自治体でいいますと条例はできたけども規則がない、どういう動きをすればいいのか分からないような、そういった今の自治法の改正であって、勘繰りますとこの裏に何かあるのかとそれまで考えなければならぬのかなということ、北海道の町村会としても白糠町長が反対意見を申し上げますし、津別町議会自体は法改正に反対という意見書を提出してございますし、道内の自治体でもあまり前向きに考えている自治体というのではないみたいです。倶知安町もこの今申し上げた国民の安全に重大な影響を及ぼす場合というのはどういうことだという意見書をあげていますし、まだまだこれからどうなっていくのか。きっちり指示系、例えば今回のコロナの中でも国が関与するばかりに対応が遅くなったとそういったこともありますので、自治体は自治体の中でできるものは積極的に進めていかなければならないと思っていますので、私はこの自治法の改正についてはあまりいい印象を持っていません。むしろ反対です。

○5番（真貝政昭君） 地方自治法の国会での議論にあたって、当時意見書案を提出したのですけれども残念ながら国会の会期に間に合わなくお流れになりましたけれども、提出にあたって、全国弁護士会の意見も添えて提出したのです。多くの団体が疑問を呈していると。慎重に議論を進めるようにということだったのですけれども、もうあまり時間かけないでやってしまったと。北海道新聞は、敏感にこういう動きに対してこういう社説を出したというのを少し調べてみたのですけれども、太平洋戦争中、戦争遂行するために全国の色々な新聞社ありましたけれども、北海道で当時十一社あったということです。それが一県に一誌だけでいいと、情報は大本営で出すと。北海道新聞というのは、その時11誌をまとめて作られた新聞社という北海道新聞の歴史で見ました。戦争が終わって、大本営発表が嘘っぱちであったということを経験した新聞社が出そうとしたら、当時の吉田茂首相の政権の方からストップをかけられて全国民に知られることがなかったと。大本営は嘘だったということです。北海道新聞はそういう歴史を負っているものですから、かなり国の動きに対しては敏感に反応したのだなというふうな社説で述べるということはそういうことなのです。戦前回帰のきな臭さを実感しました。今回法改正は必要性や正当性はないのだと、分権改革を貫くべきだということで、国と地方自治体というのは対等・平等ということが今まで地方自治法では出てきたわけですから、ぜひとも、町長におかれましては今後の国の動きに対しては警戒心を持って対応していただきたいなと思う次第です。

終わります。

○議長（堀 清君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

◎日程第4 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第4、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第5 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第5、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第6 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第6、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第7 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第7、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。
議会運営委員長から、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり、本会議の会議日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第8 委員会の閉会中の継続審査申出書

○議長（堀 清君） 日程第7、古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員会の閉会中の継続審査申出書の件を議題とします。

古平町議会ハラスメント防止条例審査特別委員長より、会議規則第74条の規定によって、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出がございました。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第9 議員の派遣について

○議長（堀 清君） 日程第9、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の会議を閉じます。

令和6年第3回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 2時00分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員